

# うまい手口にご用心!!

あなたを狙う  
悪質商法



点検商法



不当請求



ハイハイ  
商法



こんなのアリ!?と思ったら...  
あきらめないで、まず相談!



アリコ アリママ アリパパ アリバーバ

宮崎県消費生活センター

@MiyazakiArinko

# あなたをねらう悪質商法

## もくじ

<b>I 悪質商法に気をつけましょう！</b> .....	<b>1</b>
1 こんな手口にご用心 .....	1
2 ほかにもまだある！あの手この手の悪質商法一覧 .....	8
<b>II 暮らしの中の契約</b> .....	<b>10</b>
1 契約って何でしょう？ .....	10
(1) 契約はいつ成立するの？ .....	10
(2) 契約が成立したら .....	11
(3) 契約はやめられる？ .....	12
2 ご存知ですか？クーリング・オフ .....	13
(1) クーリング・オフ制度とは .....	13
(2) どんな場合にクーリング・オフできるの？ .....	13
(3) クーリング・オフの方法は？ .....	14
(4) クーリング・オフするとどうなるの？ .....	15
3 中途解約ができるサービス .....	16
(1) 中途解約ができるサービスとは .....	16
(2) 事業者が請求できる損害賠償等の上限額および関連商品の範囲 .....	17
[参考]取引種類ごとの禁止・義務事項、消費者救済の手段 .....	17
4 消費者契約法 .....	18
(1) 消費者契約法とは .....	18
(2) こんな時には、「契約を取り消す」ことができます .....	18
(3) こんな時には、「契約の条項が無効」になります .....	19
[参考]特定商取引法と消費者契約法 .....	19
<b>III お金を借りるときには</b> .....	<b>20</b>
1 クレジットとは？ .....	20
2 消費者金融～手軽でも借金は借金～ .....	22
3 ヤミ金融～絶対に手を出さないで～ .....	23
<b>IV 高齢者を悪質商法から守りましょう</b> .....	<b>24</b>
1 高齢者を守る見守りのポイント .....	24
(1) 特徴 .....	24
(2) だまされる方は悪くありません .....	24
(3) 見守りのポイント .....	24
出前講座のご案内 .....	25

# I 悪質商法に気をつけましょう!

## 1 こんな手口にご用心

### ハイハイ商法



日用品の安売り、新製品の説明会などと言って人を集め、熱狂的な雰囲気を盛り上げ、一種の興奮状態の中で最後に高額な商品を買わせる商法です。

健康食品、電気治療器、磁気マットレス、ふとんセットなど何かと心配になる「健康」に関する商品が多いようです。

タダほど高いものではありません。うまい話には気をつけましょう。

### 空き店舗等での健康講座商法

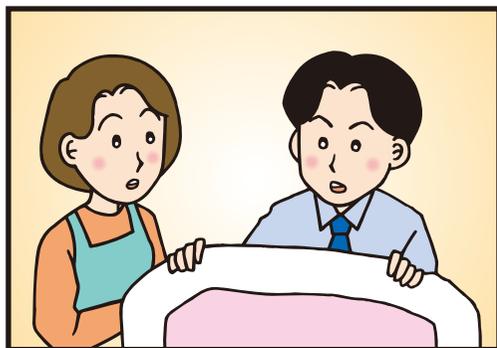


空き店舗などを利用した会場に人(主に高齢者)を集め、健康についての話をします。楽しい雰囲気であるため、何回も通って自分から健康食品や健康器具の購入を申し出ることも多いようです。健康器具は、無料で体験させてから購入を勧める場合が多いようです。

医薬的な効能効果をうたって健康食品を売ることは法律で禁止されています。

## ● ● 点検商法 ● ●

ふとんの点検



排水管の清掃・点検



「無料点検に来ました」などと告げて来訪し安心させ、「ふとんにダニがいる」とか「床下が腐っている」などと不安をあおって、高価なふとんの購入を勧めたり、防湿工事や床下換気扇の契約をさせる商法です。このほか、浄水器などの販売もあります。

- \* 不安をあおるセールスマンには要注意です。信頼のおける業者にも一度調べてもらいましょう。その場で契約しないことが大切です。
- \* 工事を依頼する前に、必要なものかよく検討しましょう。

## ● ● かたり商法 ● ●

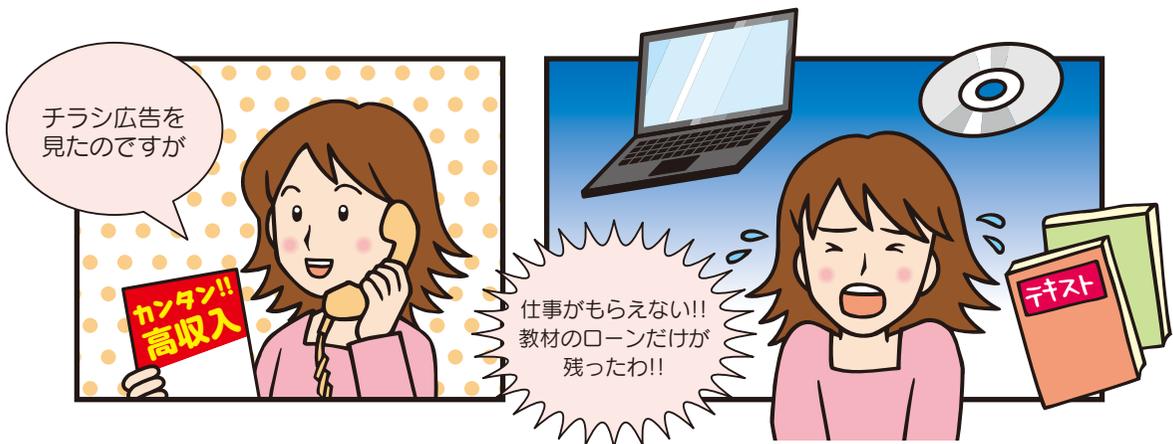


あたかも、消防署などの公的機関や有名企業からの訪問らしくよそおい、火災警報器や電話機リースなどの契約をさせる商法です。

公的機関が各家庭を回って商品売ることはありませんので、このようなときは、必ず相手の身分証明書の提示を求めて確認することが大切です。

不審に思ったら公的機関などに確認しましょう。

# 内職商法



「資格を取れば、必ず仕事を紹介する」「簡単な仕事で高収入を得られる」などの新聞や雑誌、インターネットの広告、チラシにつられて申し込んでも、登録料だけとられたり、教材やパソコンを購入させられた上、仕事も紹介してもらえないなどのトラブルが多発しています。

「簡単に資格が取れます」「簡単に収入が得られます」というようなセールストークには注意しましょう。

# 資格商法2次被害



過去の契約について、既に終了しているにもかかわらず、「滞納金が増え続ける」などと言って、消費者の不安をあおり、新たな契約を迫ります。過去に受講した講座の名簿などを第三者(別の会社)が何らかの方法で入手し、悪用している場合がほとんどです。

必要のない教材・講座であれば、毅然とした態度で断りましょう。

## ● ● 新卒の送りつけ商法 ● ●



業者が、「以前お申し込みいただいた〇〇を今から送ります。」などと突然電話をしてきて、申し込んだ覚えがないと断ったのに、商品を強引に送りつけてくる商法です。健康食品のほか、カニなどの海産物を送りつけてくるケースもあります。

- \* 申し込んだ覚えがなく、購入するつもりもなければきっぱり断りましょう。
- \* 断ったにもかかわらず、一方的に送りつけられた場合、商品の受け取りを拒否してください。
- \* 電話で勧誘され承諾してしまった場合、クーリング・オフ(P13参照)しましょう。

## ● ● マルチ商法 ● ●

説明会場で



マルチ商法とは、販売組織に加入した人が、次々に友人や知人を勧誘し、ピラミッド型に会員を増やしながら商品などを販売していくシステムです。商品は健康食品や化粧品、健康器具、浄水器など様々ですが、新たな購入客や会員を勧誘するのは簡単なことではありません。商品代金の支払が残るだけでなく、知人や友人の間で勧誘行為が行われ、トラブルが発生した場合、人間関係を損なう結果にもなりかねません。

友人・知人の誘いでも、うまい話には注意しましょう。

## ● ● 虚偽の未公開株の勧誘 ● ●



株式上場の予定はないのに、「近々上場する株がある」と説明したり、「絶対にもうかる」と利益を強調したりします。「返金拒否」「業者との連絡不能」など様々なトラブルが報告されています。

**\* 値上がり確実などといったセールストークには、惑わされないようにしましょう。**

## ● ● 架空の投資話(劇場型勧誘) ● ●

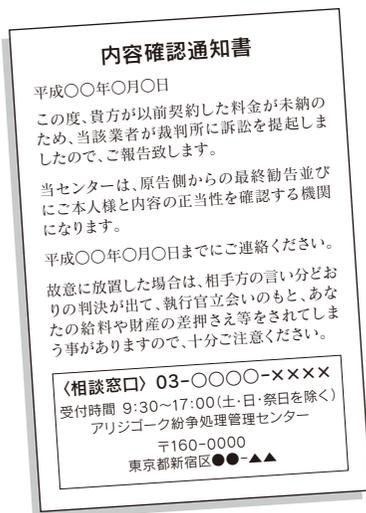


例えば、未公開株や社債などの金融商品を売り込もうとする業者Aの他に、その商品を購入しがっている役回りの業者Bなどが登場し、被害者に商品の価値や希少性を信じ込ませて投資させる手口です。

「いま100万円で立替払いしてくれたら、3ヶ月後に200万円で買い取る。」などと甘い話で勧誘してきますが、それが実現された例は1件もありません。

**\* 簡単なもうけ話はありません。もっともらしい投資話でも、絶対にもうかるなどの甘い言葉には注意が必要です。**  
**\* 時には、警察や市役所など公的機関を名乗るケースもあるので注意が必要です。**

## 架空請求



ハガキやメール、電話などで、利用した覚えのない料金が未納のため訴訟を起こしたという通知を送ってくるトラブルです。これは、架空の請求内容を作り上げ、何らかの名簿などにもとづき、無作為に請求し振り込ませる、振り込め詐欺の一種です。

**\* 利用した覚えのない料金等は支払う必要はありません。電話をしなくてもハガキに書いてあるようなことはありません。相手に自分の電話番号など新たな個人情報を知られる可能性がありますので、不安になっても絶対相手に連絡しないでください。**

## ワンクリック詐欺(不当請求)

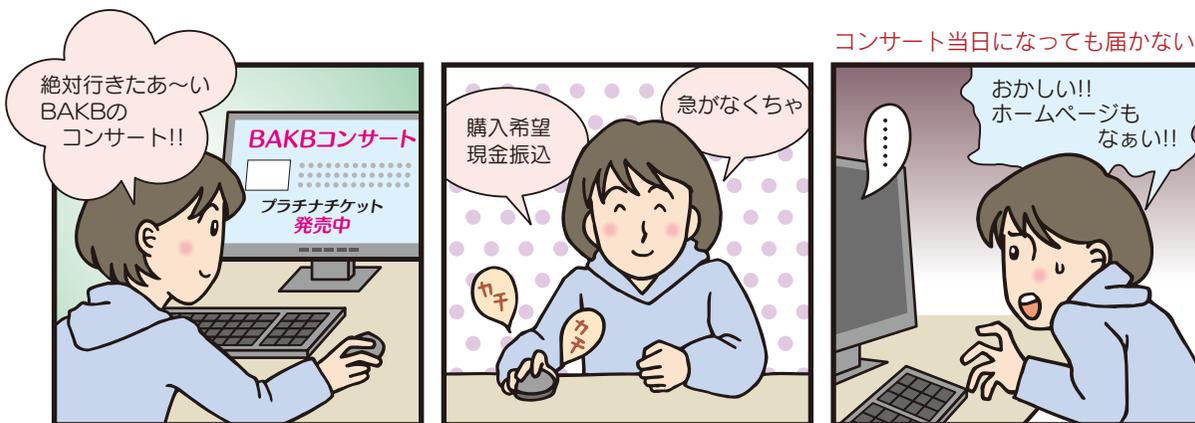


パソコンやスマートフォン、携帯電話のアダルトサイトなどで、年齢確認のボタンをクリックすると「登録完了」、「料金〇万円」などと表示し、高額な料金を請求してくるトラブルです。

占いやゲーム・アニメ・小説サイトから誘導されて、料金請求を受ける事例もあります。

**\* あわてて業者へ連絡すると、新たな個人情報を知らせることになるので絶対にやめましょう。個人情報を知られると請求がエスカレートする可能性もあります。無視することが一番の対処法です。**

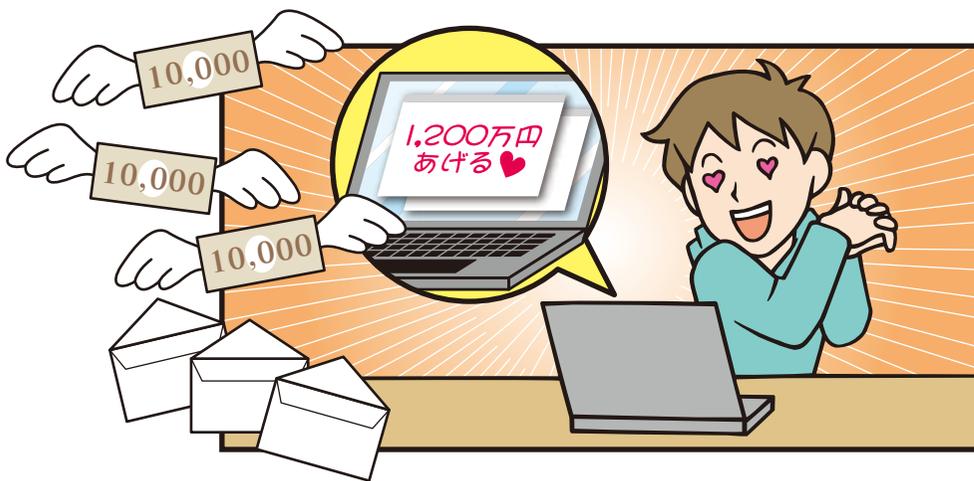
## インターネットショッピング・オークションのトラブル



インターネットショッピング・オークションは便利なものですが、「前払いしたのに、商品が届かない」「注文先と連絡が取れない」「届いてみたら故障していた」「注文した商品と違っていた」といったトラブルも発生しています。

**\* インターネットでは、信頼できるショップかどうか見極めることが大切です。また、オークションで被害にあわないためには、相手の住所、氏名、固定電話番号を確認し、評判なども事前に調べるなどの注意が必要です。**

## サクラサイト



「芸能人の悩みを聞いてほしい」「お金をあげるので話を聞いてほしい」などとメールでサクラサイト(悪質な出会い系サイト)に誘い込み、サイト内で頻りにメールのやりとりをさせ、高額な利用料を支払わせるなどの手口です。副業サイトなど、他のサイトから誘導されるケースもあります。

**\* 知らない人からのメールには、注意しましょう。特に、「有名人」を名乗ってくる場合など、本当かどうか確認できない相手とはメール交換しないでください。**

## 2 ほかにもまだある！ あの手この手の悪質商法一覧



### 展示会商法（無料招待商法）

- 主な商品・サービス 着物、エステティックサービス

---

- 販売方法と特徴 旅行・イベントの無料招待や、無料体験サービスなどで人を呼び寄せ、無料体験だけでは帰してもらえず、高額な商品やサービスの契約をさせる。温泉ホテルの着物展示会の例が多い。高齢の女性の被害が多い。

---

- 対応 うまい話はないと肝に銘じ、行かないようにする。特定商取引法適用に基づく、クーリング・オフができる場合がある。

### 海外宝くじの当選商法

- 主な商品・サービス 海外宝くじ

---

- 販売方法と特徴 「当選している」「当選確実」等と記載されたダイレクト・メールが届く。申し込んだら、クレジットカード払いの引き落としが止まらない等の被害がある。

---

- 対応 クレジットカード等の個人情報が悪用される可能性もある。決して申し込まない。

### ネズミ講

- 主な商品・サービス 金銭・有価証券などの配当

---

- 販売方法と特徴 組織に後から加入した者が先に加入した者に金銭などの配当を支払う配当組織。インターネットやメールを利用して勧誘するケースが増えている。

---

- 対応 「無限連鎖講の防止に関する法律」によって、開設・運営・勧誘の一切が禁止。決して手を出さない。

### 資格商法

- 主な商品・サービス 行政書士、司法書士、社会保険労務士、経営コンサルタント等の資格

---

- 販売方法と特徴 公的資格を「試験免除」、民間資格を「近く国家資格になる」と偽る。電話勧誘が多く、あいまいに返事していると「契約が成立した」と主張してくる。若年サラリーマンに被害が多い。

---

- 対応 あいまいな返事は禁物、きっぱり断わる。電話での契約の場合、契約書面を受領して8日間は、クーリング・オフできる。



## キャッチセールス

- 主な商品・サービス 化粧品、エステティックサービス、絵画

---

- 販売方法と特徴 駅や繁華街の路上でアンケート調査等と称して近づき、喫茶店や営業所に連れていき、商品やサービスの契約をさせる。若者の被害が多い。

---

- 対応 路上の呼び掛けにはなるべく応じない。訪問販売の一形態であり契約書面を受領して8日間はクーリング・オフできる。

## アポイントメントセールス

- 主な商品・サービス 英会話教材、会員権、エステティックサービス

---

- 販売方法と特徴 電話や葉書で「景品が当たりました」「格安でサービスします」と喫茶店や営業所に呼び出し、商品やサービスの契約をさせる。長時間勧誘の例が多い。また若者の被害が多い。

---

- 対応 目的のはっきりしない呼び出しは要注意。訪問販売の一形態であり、契約書面を受領して8日間はクーリング・オフできる。

## 無料商法

- 主な商品・サービス エステティックサービス、化粧品、健康機器、浄水器、和服、ふとん、電話情報サービス

---

- 販売方法と特徴 「無料招待」「無料サービス」「無料体験」など「無料」をセールストークにして広告やチラシで人を集め、高額な商品やサービスの契約をさせるものである。

---

- 対応 何が「無料」なのかをきちんと確認する必要がある。特定商取引法に基づく、クーリング・オフができる場合がある。

## 訪問購入（押し買い）

- 主な商品・サービス 宝飾品、時計、貴金属など

---

- 販売方法と特徴 電話をするなどして自宅を訪れた業者が、貴金属や着物などを相場より極端に安く買い取るもの。執拗、強引に勧誘し、性急な判断を迫る。

---

- 対応 電話勧誘トークを鵜呑みにせず、相手がどのような業者なのかを確認すること。特定商取引法が適用されるため、クーリング・オフできる。

## Ⅱ くらしの中の契約

### 1 契約って何でしょう？

#### (1) 契約はいつ成立するの？

皆さんは「契約」ということばから何を連想しますか？

会社同士の取引や土地の売買などでしょうか。「自分にあまり関係ない」と思っている人も多いかもしれませんね。

でも、契約は、もっと身近なものでもあるのです。一言でいうと



**契約は法的な責任が生じる約束です**

例えば、皆さんの毎日の買い物…。これも「売買契約」という立派な「契約」なのです。では、これから契約についてわかりやすくお話ししましょう。

ここでクイズに挑戦してみましょう。

Q1

A子さんの家では冷蔵庫が古くなってきました。「そろそろ買い替えたいな」と思い、A子さんは電器店へ行ってみました。



上の①～④の4コマの中でA子さんと電器店の間で売買契約が成立したのはいつでしょう？

(Q1の答はP25にあります)



## 契約は当事者同士が合意すれば成立します

契約は口約束でも成立します。代金の支払いや捺印によって成立するものではありません。従ってクイズの場合もA子さんと電器店が合意した時点の①で契約が成立しているわけです。

- 契約書は、契約が長期にわたったり、高額であったりする場合、その内容を明確にし証拠を残すためのものです。
- 契約書の内容は全て了解したことになり、後で“知らなかった”とは言えませんので、契約書はよく読んで内容を確認しましょう。

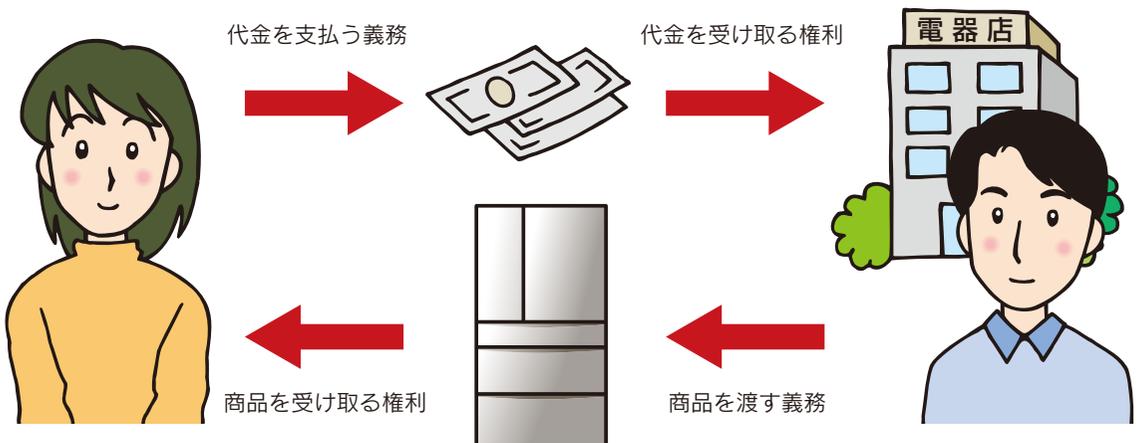


## (2) 契約が成立したら



## 契約の成立によって、当事者にはそれぞれの「権利」と「義務」が生じます

A子さんと電器店との売買契約が成立すると、お互いに以下のような権利と義務が生じます。



### (3) 契約はやめられる？

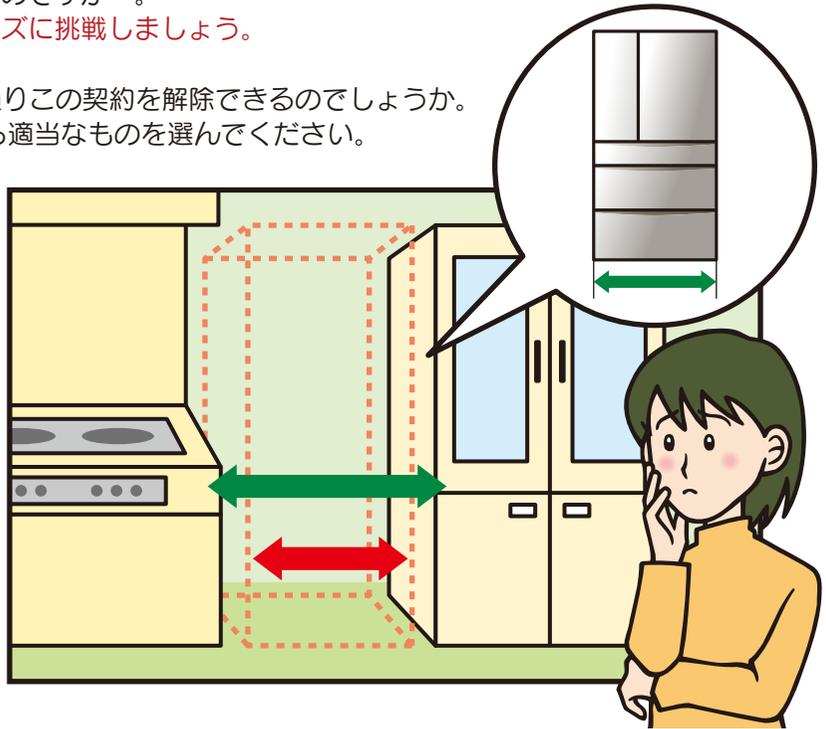
とても気に入って買った冷蔵庫。でもキッチンに置いたところ少々大きすぎたようです。それに値段も少し高め…。A子さんは「もっとよく考えて買えば良かった」と後悔しています。できることなら契約を解除したいのですが…。

ではここでもう1つ、クイズに挑戦しましょう。

**Q2** A子さんは、希望通りこの契約を解除できるのでしょうか。次の①～④の中から適当なものを選んでください。

- ① いつでも解除できる
- ② A子さんの家に商品が届く前なら解除できる
- ③ A子さんの口座から代金が引き落とされる前なら解除できる
- ④ 原則として一度契約したものは解除できない

(Q2の答はP25にあります)



**契約は、当事者の一方的な都合で勝手に解消することはできません**

A子さんの事例について言えば、電器店がA子さんの契約解消の申し出に同意しなければ契約は解消できないのです。(契約解消に応ずる条件として、損害賠償金の支払いを求められたりする可能性はあります。)

**以下の場合などは、契約の解除や取消しが  
できることがあります。**

- 未成年者が両親の同意を得ないで契約した場合
- 詐欺や強迫によって契約した場合
- 一方が契約で決められたことを果たさない場合
- 商品等に通常の注意では気付かないキズ等があって、そのために契約した目的が達成できない場合
- 訪問販売等でクーリング・オフできる条件が満たされている等の場合
- うその説明をされるなど「消費者契約法」や「特定商取引法」の取消権を行使できる条件が満たされている場合



契約はとても身近なものですが、重要な法律行為でもあります。安易に行わず、よく考えて慎重に契約しましょう。

## 2 ご存知ですか？クーリング・オフ

### (1) クーリング・オフ制度とは

訪問販売などによって契約した場合、一定の要件を満たせば、無条件で契約の解除（申し込みの撤回）をすることができます。

訪問販売などの場合には、十分に考えたり、ほかの商品と比較したりすることができずに契約してしまいがちです。そこで「特定商取引に関する法律（特定商取引法※）」では、訪問販売などの取引についてクーリング・オフ制度を設けて、消費者を保護しています。

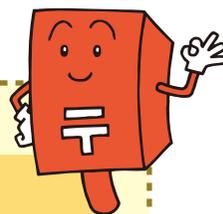
（※この法律以外にも同様な制度を設けている法律があります。）

### (2) どんな場合にクーリング・オフできるの？

- ① 原則として、訪問販売や電話勧誘販売等において購入した、すべての商品と役務がクーリング・オフの対象となります。
- ② 契約書（申込書）受領後**8日（または20日）**以内ならできます。商品引き渡しや工事等着工後でも可能です。
  - \* 解除等の書面が相手方に着くのが8日（または20日）を過ぎても、消印が8日（または20日）以内であれば有効です。
  - \* クーリング・オフについて告知されていない場合は、いつでもクーリング・オフできます。
- ③ 消費者と事業者との次の取引です。

#### クーリング・オフの対象と期間

- 訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールスも含む）
  - 電話勧誘販売
  - 特定継続的役務提供（エステティックサロン、語学教室、家庭教師、学習塾、結婚相手紹介サービス、パソコン教室、美容医療の7業種）（※関連商品を含む。P17参照）
  - 訪問購入（店舗以外で業者が買い取った物品など）
- 
- 連鎖販売取引（マルチ商法）
  - 業務提供誘引販売取引（内職商法、モニター商法など）



8日間以内

20日間以内

## ■ クーリング・オフができない場合

- ①化粧品などの消耗品で、使用した場合      ②現金取引で、総額が3,000円未満の場合  
 ③乗用自動車の場合      ④電気通信サービス(インターネット回線など)の場合(※)  
 ⑤通信販売(ネット通販など)の場合(P15参照)      ⑥放送サービス(CATVなど)の場合

※クーリング・オフに似た初期契約解除制度があります。

## ■ 使用・消費した場合、クーリング・オフできなくなる消耗品

- ①不織布及び幅が13センチメートル以上の織物      ②コンドーム及び生理用品  
 ③履物      ④壁紙      ⑤家庭用配置薬      ⑥防虫剤、殺虫剤、防臭剤及び脱臭剤(医薬品を除く。)  
 ⑦動物及び植物の加工品(一般の飲食の用に供されないものに限る。)であって、人が摂取するもの(医薬品を除く。)=いわゆる健康食品  
 ⑧化粧品、毛髪用剤及び石鹸(医薬品を除く。)、浴用剤、合成洗剤、洗浄剤、つや出し剤、ワックス、靴クリーム並びに歯ブラシ

※セットで販売された商品では、一部使用後でもクーリング・オフできる場合があります。

## (3) クーリング・オフの方法は？

- ① クーリング・オフする旨を必ず**書面**に書いて事業者へ送付します。
- ② ハガキに書く場合は両面コピーをとって、簡易書留または特定記録郵便など記録の残る方法で送付しましょう。
- ③ クレジット契約をしている場合は、同様の書面をクレジット会社にも通知します。

### クーリング・オフ通知の記載例

- クレジット契約をしていない場合(はがき)
- クレジット契約をしている場合(はがき)  
～クレジット会社への通知～

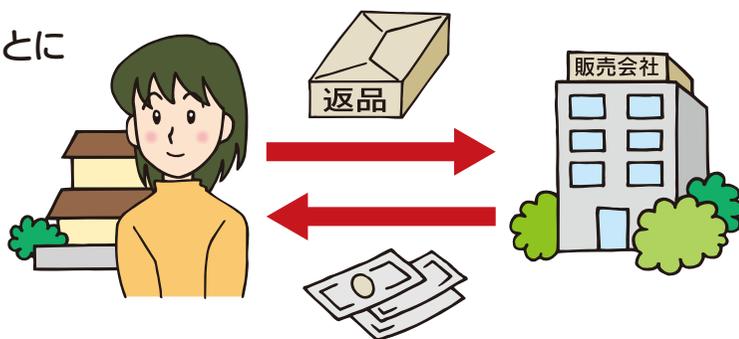
通知書	
次の契約を解除します。	
契約年月日	平成〇〇年〇月〇日
商品名	〇〇〇〇
契約金額	〇〇〇〇〇円
販売会社	株式会社××××□□営業所 担当者△△△△
支払った代金〇〇〇〇円を返金し、 商品を引き取ってください。	
平成〇〇年〇月〇日	
〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号	
氏名 〇〇〇〇	

通知書	
次の契約を解除します。	
契約年月日	平成〇〇年〇月〇日
商品名	〇〇〇〇
契約金額	〇〇〇〇〇円
販売会社	株式会社××××□□営業所 担当者△△△△
クレジット会社	△△△株式会社
平成〇〇年〇月〇日	
〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号	
氏名 〇〇〇〇	

## (4)クーリング・オフするとどうなるの？

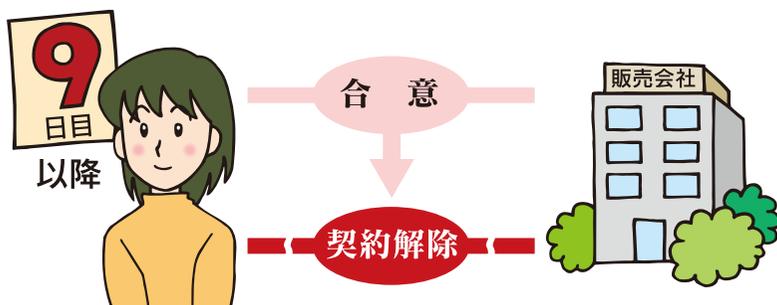
契約ははじめからなかったこととなります。

支払った代金は返還され、  
違約金等も一切請求され  
ません。



既に商品を受け取っている場合は、販売会社に返還しますが、返還に要する費用は販売会社が負担することになっています。また、工事などの役務契約で既に役務の提供がなされたために、施工前の状態と変わってしまっている場合などは無料で元の状態に戻してもらえます。

\*クーリング・オフの条件に該当しなくても、事業者が自主的にクーリング・オフ制度や返品制度を設けている場合があります。



クーリング・オフ期間を過ぎてしまうと、一般の売買契約と同様に原則として販売会社との合意がなければ契約解除できなくなります。また、合意しても解約料等を請求される場合があります。

### よく確認しよう！ 通信販売での返品特約

テレビショッピングやネット通販などの通信販売では、返品の可否や返品期限などに関する特約に従うことになります。

通信販売は便利じゃが、  
注意も必要じゃよ！



通信販売は  
クーリング・オフが  
できないんだよ！

特約がない場合は、受け取った日から8日以内であれば返品できます(返品送料は購入者の負担)。

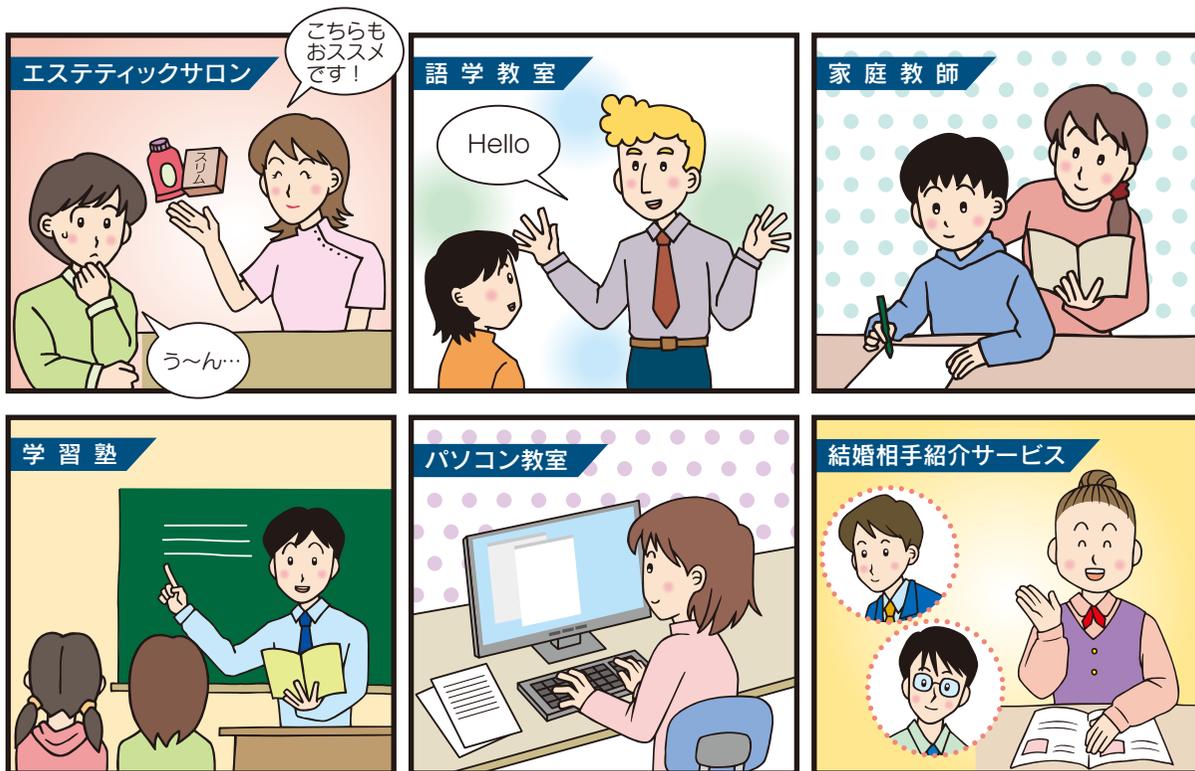


**注文する前に返品対応についての規定をよく確認しましょう。**

## 3 中途解約ができるサービス

### (1) 中途解約ができるサービスとは

エステティックサロン、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスの6業種は特定商取引法「特定継続的役務」と定められています。この6業種については、特定商取引法が適用され(消費者が店舗に出かけて契約した場合も含まれます)、クーリング・オフができる期間を過ぎてしまった場合でも、中途解約ができます。また、中途解約した場合、事業者が請求できる損害賠償等の上限が定められています。ただし、ごく短期間や小額の契約には適用されません。(表1参照) ※平成29年12月から「美容医療」が加わり、7業種になりました。



特定商取引法の適用対象となるのは

表1

サービスの種類	Ⓐ 提供期間	Ⓑ 契約金額
エステティックサロン・美容医療	1月を超える契約	いずれも5万円を超える契約 (入学金、受講料、教材費、 関連商品等の合計額)
語学教室	2月を超える契約	
家庭教師		
学習塾		
パソコン教室		
結婚相手紹介サービス		

※ⒶとⒷの両方に該当するものが対象になります。

## (2) 事業者が請求できる損害賠償等の上限額および関連商品の範囲

サービスの種類	エステティックサロン 美容医療	語学教室	家庭教師	学習塾	パソコン教室	結婚相手 紹介サービス	
<b>中途解約した場合に事業者が請求できる損害賠償等の額の上限</b>							
役務提供の開始前	2万円	1万5千円	2万円	1万1千円	1万5千円	3万円	
役務提供の開始後 提供済みの役務対価	④	2万円	5万円	5万円	2万円	5万円	2万円
④か⑤のいずれか 低い額	⑤	未提供役務の 料金の10%	未提供役務の 料金の20%	1ヶ月分の役務の 対価に相当する額		未提供役務の料金の 20%に相当する額	
<b>関連商品の範囲</b>  右記商品について、購入を義務づけられて購入したのものについては、中途解約やクーリング・オフした場合に、一緒に解約することができます。(注)	健康食品 化粧品 石けん* 浴用剤 下着、美顔器、 脱毛器	※	書籍、教材、カセットテープ、ビデオテープ、CD-ROM、DVD等のソフト、ファクシミリ機器、テレビ電話	電子計算機、ワードプロセッサ、書籍、CD-ROM等		指輪等の装身具、真珠・貴石・半貴石	
※使用又は一部を消費した場合はクーリング・オフの対象外になります。 *医薬品は除きます。							

(注)関連商品を解約した場合には、別途損害賠償額が必要になります。(上限額の設定あり)

### 【参考】取引種類ごとの禁止・義務事項、消費者救済の手段

消費者トラブルを生じやすい販売形態の取引は、特定商取引法で事業者に対する禁止事項や事業者が行うべき義務事項、消費者が救済されるための手段などのルールを定めています。

取引形態	事業者の禁止事項および事業者の義務事項									消費者が救済されるための手段					
	広告規制		行為規制												
	広告の表示義務	誇大広告の禁止	氏名・販売目的等の明示義務	消費者が断った後、再び勧誘すること(再勧誘)の禁止	消費者の同意を得ない勧誘(不招請勧誘)の禁止	書面交付の義務(必ず法定書面を交付する義務があります)	不実告知、事実不告知の禁止	威迫・困惑の禁止	過量販売の禁止	判断力不足に乗じた契約の禁止	クーリング・オフ	過量販売による契約解除	中途解約	不実の告知、事実不告知による誤認契約の取消権	返品特約がない場合の契約解除(P15参照)
訪問販売			●	●		●	●	●	●	●	●			●	
通信販売	●	●							●						●
電話勧誘			●	●		●	●	●		●	●			●	
連鎖販売	●	●	●			●	●	●		●	●		●	●	
特定役務		●				●	●	●		●	●		●	●	
業務提携	●	●	●			●	●	●		●	●			●	
訪問購入			●	●	●	●	●	●		●	●				

# 4 消費者契約法

## (1) 消費者契約法とは

消費者と事業者との間で結ぶすべての契約(消費者契約)を対象としたルールです。①消費者の自由な意思決定が妨げられたことによって結んだ契約は取り消すことができます。②消費者の利益を一方的に害する条項は無効になります。

## (2) こんな時には、「契約を取り消す」ことができます

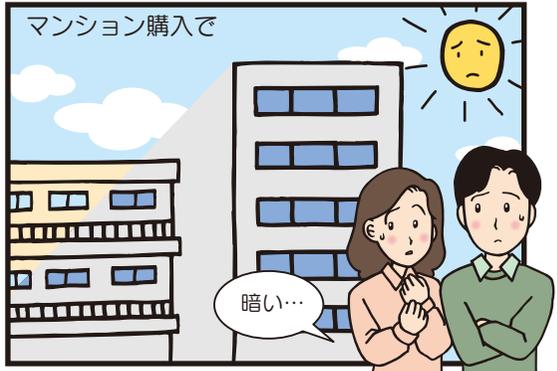
※取消の意思表示は、気付いてから1年以内に行う必要があります。  
取消権は、契約を結んでから5年経過すると消滅します。

### ● 事業者がうそを言っていた



「〇〇病に効果、効能がある」という業者の勧めに従って健康食品を購入したが、いっこうにその効果があらわれない。

### ● 都合の悪い部分を隠していた



事業者は目の前に巨大ビルの建設計画があることを知っていたのに「日あたりがいい」と勧めた。購入後すぐにビルが建ち日あたりが悪くなった。

### ● 帰って欲しいと意思を示しているにも関わらず帰らない



訪問販売のセールスマンが自宅に来て、「帰ってください」と言ってもなかなか帰らず、帰って欲しいと思うあまり、つい契約してしまった。

### ● 帰りたいたい意思を無視して帰らせてくれない



街頭で「〇〇展を是非見てくれ」と会場に入れられ、「帰りたいたい」といっても帰らせてもらえず、帰りたいたいあまりに、つい契約してしまった。

### (3) こんな時には、「契約の条項が無効」になります

※不当な条項のみが無効で、契約全体が無効になるというわけではありません。  
無効となった条項は、民法等の規定が適用されることになります。

#### ● 損害賠償を全部免除している



有料駐車場に置いた車がいたずらで傷だらけになった。管理人は「当駐車場では事故など一切の責任を負いません」の看板をたてて応じない。

#### ● 損害賠償を制限している



スポーツジムでトレーニング中に器具故障でケガをしたが、「事故でジムが応じる損害賠償の限度額は〇〇円です」と治療費を一部に制限された。

#### ● 法外なキャンセル料を請求した



1年コースのパソコン教室に通っていたが、3か月で退会するというと、キャンセル料として6か月分の月謝を払うように言われた。

#### ● 年利14.6%を越える遅延損害賠償を請求した



マンションのローンの支払いが遅れてしまった。数日後に支払いに行ったら、「遅延損害金は年利5割です」と請求された。

### 【参考】特定商取引法と消費者契約法

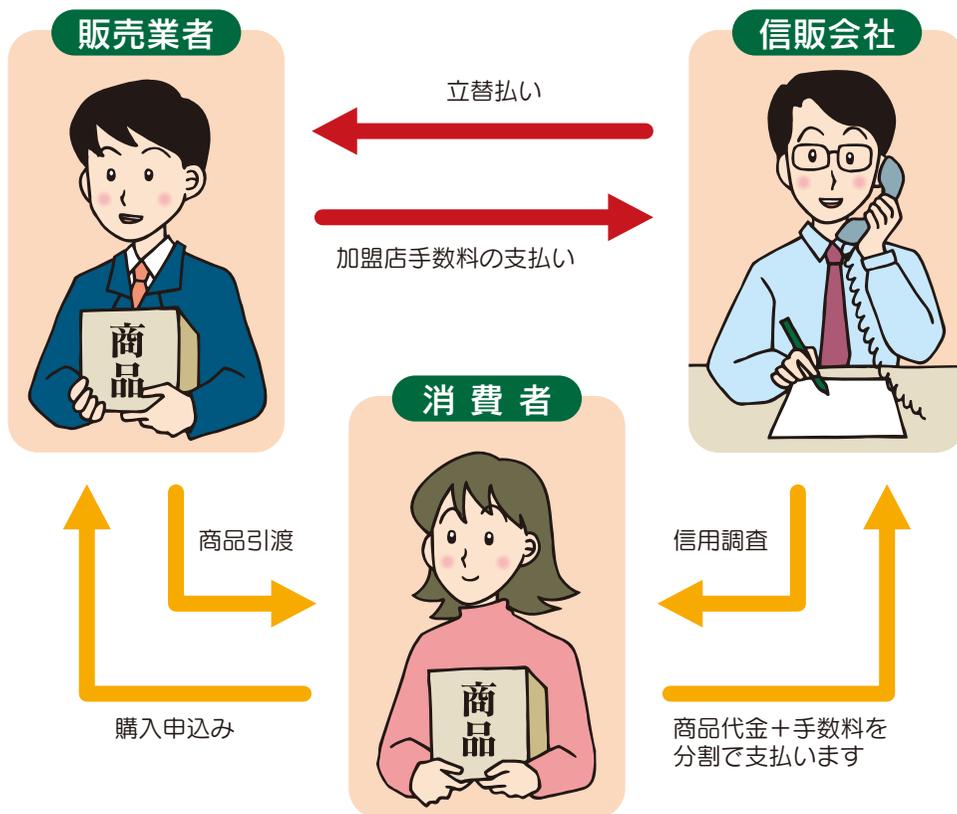
	特定商取引法(クーリング・オフ)	消費者契約法(消費者取消権)
運用場面	訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引、訪問購入	消費者と事業者とのすべての契約
購入商品	すべての商品、サービス、指定権利(一部適用外有り)	すべての物品・サービス・権利
行使期間	契約書面を受け取ってから8日間(連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引は20日間)	追認できる時から1年以内 契約後5年で消滅
行使の理由	不要	理由が限られる ※不実の告知、不退去等
行使方法	必ず書面により通知	できるだけ書面により通知

# Ⅲ お金を借りるときには

## 1 クレジットとは？

### クレジットのしくみ

(個別信用購入あっせんの例)



クレジットは「信用」を表わす言葉で、「消費者信用」とも呼ばれます。一般的には、個人の「信用」を担保に信販会社などが商品代金やサービス代金を販売業者に一括して立替払いし、その後商品代金やサービス代金に手数料を加えた金額を消費者から分割して返済させるものです。あとで返済しなければならないので、借金をするのと同じことになります。

- ① 計画的に無理なく返済できるか、よく検討しましょう
- ② 使い過ぎ、衝動買いに気をつけましょう
- ③ クレジットカードには必ずサイン(署名)しましょう
- ④ 利用代金はその場で確かめ、サインしましょう
- ⑤ クレジットカードの紛失や盗難に気がいたら、すぐカード発行会社と警察へ届けましょう

# 「クレジットカード現金化」は 利用してはいけません

クレジットカードには、①「ショッピング」機能と②「キャッシング」機能があります。カードの「ショッピング」枠で商品を購入させ、それを業者が買い取ることで、消費者が一時的に現金を入手することを「クレジットカード現金化」といいます。

クレジットカード現金化は、カード会社の規約に反する行為です。

強制退会させられたり、一括での返済を求められる場合があります。違法だと分かっている現金化した場合は、詐欺罪が適用される可能性もあります。

消費者は一時的に現金を手にすることが出来ませんが、結局は業者に多額の手数料を取られ、手にした金額以上の債務(借金)を負うこととなります。

## 注意しましょう!!

### 名義貸し、カードの貸し借り

クレジットの利用で問題になるのが、名義貸しやカードの貸し借りに伴うトラブルです。

どんなに親しい人から「名前やカードを貸してほしい」と頼まれても絶対に断わりましょう。

クレジット会社に支払いの義務が生じるのは、名前やカードを貸した本人です。



### 連帯保証人の責任

金銭貸借などで、保証人が主たる債務者、つまり本人と連帯して責任を負う場合を連帯保証といいます。

連帯保証人は、その責任の重さから単なる保証人とは区別され、本人が債務の履行を怠った場合に債権者から請求があれば、本人に代わって債務を履行しなければなりません。



## 2 消費者金融～手軽でも借金は借金～

消費者金融とは、国や都道府県に登録をしている貸金業者のことです。近年はインターネットで申し込むことができたり、貸付申し込みの際の審査が比較的通りやすく、手軽に借りることができる反面、金利が高いという特徴があります。借入期間が長くなるほど、金利として負担する分が膨らんでいきます。

また、借りやすいことが裏目に出て、**次第に借入額が増えてしまうケースもあるの**で、**利用する際には注意が必要です。**



1年後

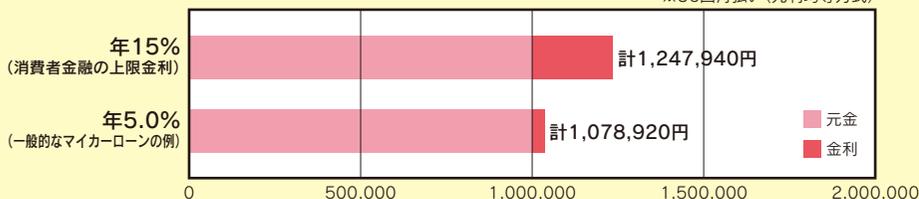


金利はどのくらい?

III お金を借りるときには

### 【100万円借りて3年間で返済したとき】

※36回月払い(元利均等方式)



こんなに違うの!?  
僕の給料15万円  
なのに…



- ①法律で定められた上限金利は、  
元本が10万円未満の場合は年20%  
10万円以上100万円未満の場合は年18%  
100万円以上の場合は年15% です。
- ②無計画で安易な借り入れはやめましょう。また、**返済のための借金は多重債務への入口**です。十分注意しましょう。

相談窓口

宮崎県消費者金融相談所 **Tel.0985-26-7100**

### 3 ヤミ金融～絶対に手を出さないで～

ヤミ金融とは、国や都道府県に登録をしていない違法な業者のことです。雑誌広告やダイレクトメールなどを使ってとてもよい貸付条件で勧誘しますが、実際には法律違反の高い金利を要求したり、本人はもちろん、家族や職場などへの脅迫的な取立行為を行うなどとても悪質で危険です。

**ヤミ金融には絶対に手を出してはいけません。**

#### どんな手口があるの？

##### 【高金利】

「2万円貸すから10日後に4万円返せ!」など法外な利息を要求する。この場合、年利率は3,650%!!

どうしよう…



##### 【保証料詐欺】

融資の条件として、保証料や事務手数料などを先に振り込ませ、だまし取る。

早く  
金払え!!



##### 【買取屋】

融資の条件として、クレジットカードで高額な商品を送らせるが、買取りや融資はなくカードの支払いだけが残る。

##### 【紹介屋】

「自社では貸せないが他の業者を紹介する」と言って実質的な仲介をせずに、法外な紹介料を取る。



●登録されている業者かどうか確認しましょう。

インターネット  
検索

金融庁 登録貸金業者情報検索サービス

検索

電話

県庁商工政策課 経営金融支援室

0985-26-7097

# Ⅳ 高齢者を悪質商法から守りましょう

## 1 高齢者を守る見守りのポイント

### (1) 特徴

悪質商法の被害にあった高齢者の方の多くが、だまされたことに気づいていません。気づいたとしても「恥ずかしい」「まわりに迷惑をかけたくない」「息子・娘に叱られるのが嫌」などと考え、誰にも被害を打ち明けないという傾向にあります。

ですから、周囲の方々が、悪質業者にだまされていないか、トラブルになったりしていないか「気づく」ことが、とても重要になります。

### (2) だまされる方は悪くありません

悪質業者は、だましのプロです。その手口は、巧妙かつ多様化しています。

判断力が十分とは言えない高齢者や、認知症の症状が見られるような人をターゲットにしているのですから、「だまされる方だって悪い」というのは、大きな間違いです。

そのような考えで、きつい言葉で問いつめたり非難したりすれば、被害にあった高齢者は心を閉ざし、解決から遠ざかります。

「だまされた方は悪くない」を根本において、被害にあった高齢者に共感しながら話を聞きましょう。



### (3) 見守りのポイント

#### ① 見慣れない人が出入りしている

訪問販売の勧誘を受けていたり、契約を結ばされている可能性があります。

#### ② 家に見慣れないダンボール箱や新しい商品、契約書類などがある

まとまった量の健康食品や用具を次々購入させられている疑いがあります。

#### ③ いつもより表情が暗く元気がないようだ

悪質商法の被害にあった高齢者は、しばしば自分を責めてふさぎこむことがあります。

#### ④ 急に外出が増えた

いそいそと楽しそうに出かける回数が増えたときには、健康講座商法などの販売会場へ出かけている可能性があります。

#### ⑤ お金に困っている

急にお金に困りだした場合は、高額な商品や投資の契約をしている場合があります。消費者金融からの請求書などがある場合には、多重債務におちいつている可能性もあります。



# 出前講座 のご案内



**無料**

消費生活センターでは、暮らしの中の様々な問題について知っていただくため、無料の出前講座を行っています。県内どこへでも伺います。

くっそー！  
よけいなことしやがって…。  
商売あがったりだ！



**講座は無料じゃよ。**  
職場内の研修、高齢者クラブ、  
自治会、PTAの学習会など、  
ぜひご活用ください。



## ◎一般の方向けには…

テーマ	
契約	くらしの中の契約
	悪質商法から高齢者等を守る
くらしの知識	知っておきたい食品表示
	家庭でできる省エネ
	クリーニングのかしこい利用法 整理収納

- 対象人数 原則として10名以上
- 講座の時間 1時間から1時間30分程度  
(調整可能)  
原則として平日
- 申込方法 ご希望の日程や内容について、各消費生活センターへお問い合わせください。その後、申込書を提出してください。

## ◎若い方向けには…

講義内容	契約の基礎、クレジットカード、インターネット・スマートフォンのトラブルなど、消費生活に関することについて講義を行います。中・高校生、大学生、新社会人等の学習にぜひご活用ください。
------	---

- 受講料 無料
- その他 申込書等の様式は、消費生活センターホームページからダウンロードできるほか、FAXやメール等でお送りすることもできます。

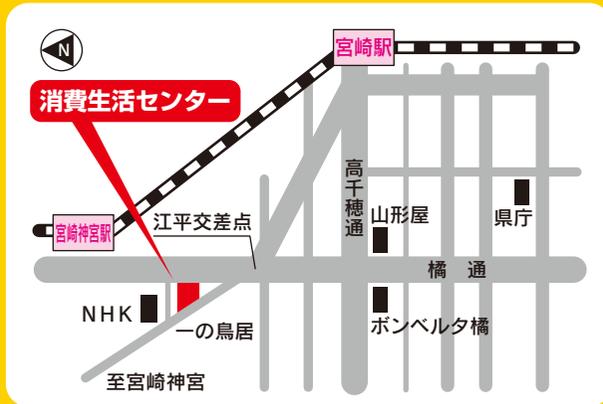
(P10のQ1の正解は①、P12のQ2正解は④です)

# 一人で悩まないで相談しましょう!

宮崎県消費生活センターホームページ

こんなのアリ?

検索



## 宮崎県消費生活センター

相談ダイヤル ☎ **0985-25-0999**

電話  
相談

午前9時～午後5時

午後4時半までにお電話ください (月～土)

(※祝日・年末年始を除く)



## 都城支所

相談ダイヤル ☎ **0986-24-0999**

相談ダイヤル ☎ **0982-31-0999**



## 延岡支所

電話  
相談

午前9時～午後5時

午後4時半までにお電話ください (月～金)

(※祝日・年末年始を除く)



来所される際は、関係書類が必要な場合がありますので、事前にお電話ください。

※消費生活に関するご相談は、最寄りの消費生活センター、市町村の消費者行政担当窓口をご利用下さい。

最寄りの相談窓口を  
ご存じないときは

消費者ホットライン ☎ **188**